

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

平成29年5月4日から宮城県全域に適用

- 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり(すみまつり)	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 30円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 37円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 126円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 42円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 85円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(45センチメートル×2)につき 58円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 66円
	背裏鎖止め(鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき 15円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 16円
	背すそまつり		1枚(20センチメートル×2)につき 53円
糸くず取り	1枚につき 36円		
ズボン	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 11円
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 11円
	天ぐ裏まつり		1本につき 11円
	シックまつり		1本につき 32円
	小またちどり		1本につき 18円
	内またちどり		1本につき 25円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
	糸くず取り		1本につき 29円

(2) 婦人服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円	
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 12円	
	スナップ付け		1センチメートル以上型	1組につき 16円
			1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円	
	鎖糸ループ付け		1か所につき 14円	
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 29円	
	肩パット付け		1組につき 36円	
	糸くず取り		1枚につき 30円	

品目	工程	規格	金額	
ブレザー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 16円	
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 34円	
	ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	カボタン付きボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円	
	肩パット付け		1組につき 35円	
	糸くず取り		1枚につき 27円	
	コート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
スナップ付け		1センチメートル型	1組につき 16円	
ボタン付け			18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
カボタン付きボタン付け			18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 14円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
ベント止め		×印しつけ止め	1か所につき 9円	
ブリーツしつけ			1か所につき 9円	
肩パット付け			1組につき 33円	
糸くず取り			1枚につき 26円	
スカート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円	
	スナップ付け		1センチメートル以上型	1組につき 16円
			1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円	
	ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
	鎖糸ループ付け		1か所につき 14円	
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
	ブリーツしつけ		1か所につき 8円	
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円	
糸くず取り		1枚につき 22円		
3段前かん		1組につき 22円		
スラックス	スナップ付け		1センチメートル以上型	1組につき 16円
			1センチメートル未満型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円	
	ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	糸くず取り		1枚につき 22円	
	3段前かん		1組につき 20円	

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 TEL022-299-8841）

または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮城労働局